

会費に関する細則

(平成 20 年 7 月 28 日制定)

(会費)

第 1 条 芝浦技術士会会則第 7 条の規定に従い、年会費を以下のように定める。

1. 個人会員：無料
2. 賛助会員：1 口 2,000 円とし、企業：5 口以上、個人：1 口以上

(会費の納収)

第 2 条 第 1 条に規定の会費は、指定の銀行口座に振り込むこととする。

2 前項の振り込みに関する手数料は、振込人が支払うものとする。

(通帳、印鑑等の管理)

第 3 条 第 2 条に規定の銀行口座の通帳、印鑑の管理は、学校法人芝浦工業大学総務部校友・後援会連携課が代行するものとする。

附則

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日に遡及して実施する。
- 2 この細則の改廃は、理事会が行う。
- 3 この細則（改正）は、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して実施する。
- 4 この細則（改正）は、平成 24 年 12 月 17 日から実施する。
- 5 この細則（改正）は、令和 7 年 6 月 14 日から施行する。